

第24回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年8月26日（月）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年8月26日 14時00分から16時21分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉      5番 新垣 勉
- 6番 新垣 勇      7番 安里 健一
- 8番 比嘉 盛安      9番 外間 博則
- 10番 與那嶺正敏    11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

- 4番 新垣 直也

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第92号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第93号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第95号 非農地証明について

議案第96号 下限面積（別段の面積）の設定について

報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係 長 新垣 忍

主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

これより第24回農業委員会会議（総会）を開会します。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日26日、1日限りに決定します。  
議事録署名人の指名ですけど、5番さんと6番さんになっておりますのでよろしくお願  
いします。

それでは案件に入ります。議案については、92号、93号、94号、95号号まで、一括して事  
務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをごらんになってください。

(議案第92号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

申請人は、現在借家住まいのため、自己所有地に個人住宅を建設するために転用するものであります。

申請地は、住宅地に接し、周辺は宅地化しており、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えており、運用通知第2の1のエの(ア)のbの(b)、第3種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する宅地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして3ページをごらんになってください。

(議案第93号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

自営業をしている譲受人が、駐車場を拡大する必要に迫られ、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの(ア)のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。続きまして5ページお願いいたします。

(議案第94号を議案書をもとに朗読)

補足の説明をいたします。

番号1番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数6台、農作業従事日数が160日、通作時間が15分及び営農計画(作目 ドラゴンフルーツ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で95aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。2番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有台数が5台、農作業従事日数が300日、通作時間5分及び営農計画(作目 キビ)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で41aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。3番は、借受人が農業経営の規模拡大を図るために、貸付人より申請地を賃貸借するもの

であります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数が5台、農作業従事日数が300日、通作時間が15分及び営農計画（作目 キビ）等から見て効率的な利用が可能であり、また権利取得後の農業経営面積は合計で41aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。4番は、借受人が新規に農業を営営するために、貸付人より申請地を賃貸借するもので

す。借受人が確保する農業機械等の保有台数が2台、農作業従事日数が300日、通作時間15分及び営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また権利取得後の農業経営面積は合計で31aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。続きまして9ページをお願いします。

（議案第95号を議案書をもとに朗読）

補足の説明をいたします。

1番の、非農地証明であります。申請地は昭和54年時点から隣接する住宅の一部がはみ出しており、今回ははみ出している部分を分筆いたしました。申請地は現在も住宅の一部となっているため、今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地または採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（会長）

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり、現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。

（ 現 地 調 査 ）

議長（会長）

再開いたします。

議案第92号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。

「進行」の声あり

議長（会長）

進行の声がありますので、進行いたします。

どなたかご意見をお願いします。10番、どうぞ。

10番

議案第92号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてでございますが、事務局から説明も受けて、休憩をとって現場調査も行っておりますけれども、本申請地周辺は宅地化が進んでいて、申請者も現在は親戚の家で間借りをしておりますけれども、

	<p>自分の土地を転用して住宅を建設したいということですので、本員は許可相当としたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第92号は許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。5番、どうぞ。</p>
5番	<p>議案第93号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見なのですが、番号1番ですね、事務局の説明もあり、現地確認もいたしました。面積は11㎡なのですが、自営業のための営業用車両の駐車場を確保ということとして、代替地もないということが1つ。現地を見て、農地としても使用が困難ということもありまして、本員は許可相当としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第93号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。8番、どうぞ。</p>
8番	<p>1番ですね、譲受人のAさんが津覇に通作15分とありますけれども、住所が浦添市経塚。浦添市経塚が住所で、通作、農地までの距離が15分であると、違うかなと思って。</p>
議長（会長）	<p>申請書の内容と…、厳しいですね。浦添から15分というのは、</p>
事務局	<p>そうですね、申請書は15分…。</p>
11番	<p>15分と言っていましたよ。</p>
事務局長	<p>距離的にも。</p>
2番	<p>5キロ？</p>

事務局長	そうですね。
2番	浦添市経塚…。時間的なものもあるし。
議長（会長）	おおよそという区分なので…。
8番	現実には今のところから通ってやっているということですよ。
事務局	やるということですね。
2番	ゆっくり行っても30分では来れると思います。
11番	これは新規就農ではないでしょうか？そこでもやっているでしょう、地元でも。
議長（会長）	どこかでやっているわけですか。
事務局長	そうですね、奥間のほうで。
議長（会長）	奥間でやっている？
2番	面積もすごいですよ。
事務局長	平成22年ごろにBさんから所有権移転で受けたAさん。この方は本来、職業は医師なんですよ、医者。あの当時、夜に農業もやりたいと。将来的には息子に病院は譲って自分が農業を営んでいきたいということで。奥間のほうも、実は僕、午前中確認しに行ったんですよ。本当にやられているのかどうかということで。見ると、とにかくその形跡はバナナとかですね、あとちょっとしたハウスとかがあって、そこでドラゴンフルーツじゃないけど、あれはマンゴーですかね、ちょっとしたハウスは。そういったものも一応植えられている状況はあります。伊集のほうも、今回ちょっと確認をとっていませんけれども、以前見たときにはドラゴンフルーツが植えられていました。そういう状況ではあります。
議長（会長）	交付金を受けた。
事務局長	そうそう。
議長（会長）	Cさんが持っていた。
事務局長	はい、左側。農機具小屋みたいなのを大きく作って。そこを2年前に買い取って、今度は津覇でやるという。何かそういう状況ですね。申請では当然農業をやるということなものですから。奥さんと本人と。調べてみたら、医者ではありますので。これも浦添市経塚にある、インターネットで調べたら●●皮膚科、医師が3名いらっしやるので、たしか1人は院長ですから、それなりのことはできるのかなと。常時はできないと思いますが。

議長（会長）	<p>8番よろしいですか。</p> <p>「はい」の声あり</p>
議長（会長）	<p>では進行してよろしいですか。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いいたします。はい、8番どうぞ。</p>
8番	<p>議案第94号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。番号1番については、稼働人員も2名で、ドラゴンフルーツをやるということで許可と。2番についてもですね、これも傾斜地、山のほうではあるんですが、現地を見てもキビ作もされているし、これもよろしいかと。3番についてですが、この現状、説明を受けて現場調査しますとですね、多少、前の方が木を植えたり、土を置いたりして、キビ作まで持っていくのは厳しいかもしれませんけれども、しっかりやられるということで、これも許可に値すると。番号4番についてですね、この方は西原町で2,453㎡、中城村では、今回、2筆で新規に就農されたいと。野菜を作られるということで許可したいと思います。この4件、本員は全部許可としたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第94号については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第95号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、10番どうぞ。</p>
10番	<p>議案第95号 非農地証明交付申請の承認についてでございますけれども、これは事務局の説明にあったとおり、現場調査もいたしましたのですけれども、現在も隣家の敷地として利用されている部分で、それも、説明でもありましたように2.96㎡ということで、現場を見た限り、ほとんどブロック塀になっている状態ですね。これは農地法ということは飛び越して、農地としての復元は非常に困難だと思いますので、本員は申請どおり承認したいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第95号は非農地として承認いたします。 続きまして議案第96号 下限面積（別段面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	それでは11ページをお開きください。  (議案第96号を議案書をもとに朗読)  次のページのほうは、下限面積の算出の表ですけれども、当然ながら設定区域は中城村全区域を対象といたします。あと、これは平成23年に、以前は30 a だったのを、このセンサスに基づいて20 a ということで見直しをしておりますので、その辺については説明を省きたいと思います。以上です。
議長（会長）	ただいま事務局から説明がありました。下限面積の設定についてであります、何か質問等がありますか。
事務局長	補足しますと、30 a から20 a になってですね、農地の流動化が多くなったかということ、特に目立ってそれはないように思います。多分皆さんもそう感じていると思うんですけども、特に3条がふえたとか、そういうのはないだろうと思っておりますけれどもね。現在は、西原町が30 a、まだ守っていますね。北中城村は20 a、向こうは農地も少ないですから。
議長（会長）	事務局の説明にありましたとおり、方針でうたっているとおり、現行の下限面積20 a で、今年度もこのように変更なしでいきたいと思いますが、それでよろしいですか。  「異議なし」の声あり
議長（会長）	ありがとうございます。そのように現行の20 a でやっていきたいと思います。 続きまして報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	(報告第34号を朗読する前に以下を説明)  市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が2件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。 13ページをお願いいたします。  (説明後議案書をもとに朗読)

議長（会長）

以上で報告を終わります。

以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。  
第24回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 16時21分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣 秀 則

議事録署名人

5番委員 新垣 勉

議事録署名人

6番委員 新垣 勇